

●モデルケース

	モデル世帯1	モデル世帯2	モデル世帯3
世帯構成	 ●単身世帯（65 歳以上） ●年金収入 80 万円 ●世帯総所得 0 円 ●固定資産税 0 円	 ●夫（68 歳）年金収入 195 万円 ●妻（68 歳）年金収入 81.6 万円 ●世帯総所得 85 万円 ●固定資産税 8 万円	 ●夫（39 歳） 営業収入 450 万円 ●妻（39 歳） 給与収入 93 万円 ●子（小学生） ●子（未就学児） ●世帯総所得 200 万円 ●固定資産税 0 円
令和6年度税額 （税率改正前）	18,500 円	102,900 円	253,600 円
令和7年度税額 （税率改正後）	21,500 円	113,000 円	304,300 円
前年度との 差額	3,000 円	10,100 円	50,700 円

●軽減・免除制度

所得の少ない世帯などについては、軽減・免除制度があります。くわしくは、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

鳥羽市に住民票があるかたはコンビニ交付が便利です

市民課戸籍係 TEL 25-1127 税務課管理収納係 TEL 25-1132

鳥羽市に住民登録があり、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちのかたは、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で証明書が取得できます。取得できる証明書は表のとおりですので、ぜひご利用ください。

戸籍証明が必要なかたで、本籍地が鳥羽市以外の場合は、本籍地の市区町村に問い合わせてください。



市ホームページ

取得できる証明書

証明書	取得範囲	手数料	利用可能時間 ※12月29日～1月3日およびシステムメンテナンス日を除く。 各店舗営業時間内に限る
住民票の写し	本人・世帯員	200円	午前6時30分～ 午後11時 土曜・日曜日、 祝日も含む
住民票記載事項証明書			
印鑑登録証明書	印鑑登録をしている本人		
所得（課税）証明書	本人 （転出されたかたは取得できません）		
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） 戸籍の附票の写し	鳥羽市に本籍がある本人・ 同じ戸籍に在籍する人	450円	午前9時～ 午後5時15分 平日のみ
		200円	

※マルチコピー機で取得された証明書の交換や返金はできません。

令和7年度から
国民健康保険税の税率を改正します

課税内容 について 税務課市民税係 TEL 25-1134 資格・給付 について 市民課保険年金係 TEL 25-1148

国民健康保険は、けがや病気をしたときに安心して医療を受けることができるよう、加入されているみなさん（被保険者）が保険税を出し合って助け合う制度です。

本市の国民健康保険の運営は、加入者の高齢化や医療の高度化などにより、一人当たりの医療費は増加する傾向にあります。一方で、加入者数の減少により保険税などの収納額は減収傾向にあるため、非常に厳しい状況です。平成 27 年度に国民健康保険税の税率改正を行って以来、繰越金や基金などを活用し税率を引き上げずに据え置いてきましたが、基金なども枯渇する状態となりました。

また、三重県国民健康保険運営方針では、「将来的に県内どこに住んでいても、所得水準、世帯構成が同じであれば、保険料（税）も同じであること」を目指し、保険税水準の統一に向け、令和 11 年度までの「標準保険税率への統一」「算定方式を3方式（資産割廃止）への統一」を掲げています。

これらのことから、被保険者のみなさんには負担をおかけしますが、今後も段階的に改正が必要であることも含め、ご理解とご協力をお願いします。

なお、令和7年度の国民健康保険税納税通知書は、6月12日（木）発送予定です。不明点などありましたら上記まで問い合わせてください。



今回改正する税率の内容

		改正前	改正後	増減
医療保険分	所得割の税率	7.0%	7.2%	+0.2%
	資産割の税率	19.0%	13.0%	-6.0%
	均等割の金額	27,200 円	30,600 円	+3,400 円
	平等割の金額	23,000 円	20,300 円	-2,700 円
	賦課限度額	650,000 円	660,000 円	+10,000 円
後期高齢者支援分	所得割の税率	1.7%	3.0%	+1.3%
	資産割の税率	4.1%	2.7%	-1.4%
	均等割の金額	6,500 円	12,700 円	+6,200 円
	平等割の金額	5,400 円	8,400 円	+3,000 円
	賦課限度額	240,000 円	260,000 円	+20,000 円
介護保険分	所得割の税率	2.7%	2.3%	-0.4%
	資産割の税率	5.0%	3.3%	-1.7%
	均等割の金額	12,200 円	12,300 円	+100 円
	平等割の金額	8,500 円	6,100 円	-2,400 円
	賦課限度額	170,000 円	170,000 円	—

保険税は「医療保険分」、「後期高齢者支援分」、「介護保険分」から構成されており、それぞれ「所得割」、「資産割」、「均等割」、「平等割」の合計で算出します。改正による税額増減は、年齢や世帯の所得・資産の状況によって異なるため、左記のモデルケースを参考にしてください。